

邑楽町告示第108号

令和元年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月12日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和元年6月17日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和元年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和元年6月17日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第20号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第21号 邑楽町森林環境譲与税基金条例
- 第 5 議案第22号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算
- 第 6 議案第23号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大拙一	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
田中敏明	税務課長
築比地昭	住民課長
田部井春彦	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
森戸栄一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
阿部昌弘	都市建設課長
石原光浩	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

松	崎	嘉	雄	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和元年第2回呂楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○神谷長平議長 諸般の報告。日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成30年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において小久保隆光議員、黒田重利議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から21日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から21日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第20号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第3、議案第20号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第20号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、現在行っている消費税に係る低所得者の保険料軽減について、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、さらに軽減強化を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号 呂楽町森林環境譲与税基金条例

○神谷長平議長 日程第4、議案第21号 呂楽町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第21号 呂楽町森林環境譲与税基金条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、国から譲与される森林環境譲与税を所期の目的である森林の整備等の財源として有効に活用するため、基金を設置するものであります。

なお、詳細につきましては、農業振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 森戸農業振興課長。

〔森戸栄一農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○森戸栄一農業振興課長兼農業委員会事務局長 議案第21号 邑楽町森林環境譲与税基金条例につきまして補足説明を申し上げます。

第1条は、設置について書いてあります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に掲げる施策に要する費用の財源に充てるということで、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策を実現するための費用の財源に充てるための基金となります。

第2条は、基金として積み立てる額について書いてあります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第28条により、森林環境譲与税の総額の9割に相当する額を市町村に譲与し、そのうちの私有林、人工林面積で10分の5、林業就業者数で10分の2、人口で10分の3ずつ案分する額が町に譲与される額となります。

第3条は、基金に属する現金の管理について述べております。

第4条は、基金の運用から生じる運用益金の処理について述べております。

第5条は、基金の繰り替え運用について、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めております。

第6条は、基金の使い道について定めています。基金は、第1条に規定する施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができることを定めております。

第7条は、委任について述べています。

以上でございます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 この議案は、森林環境税と森林環境譲与税という2つの法律から成っているようでございます。森林環境税というのを徴収を始めるのが5年後です。それに先立って、森林環境譲与税を各市町村に先ほどの率に基づいて交付するという、そういう、まだ取っていない、徴収していない税金を先に市町村にばらまく、ばらまく、悪い言葉ですが、交付してしまう、そここの意味が実はわからないのです。先に借りて、そして借りたものを先に市町村に配るという、この感覚といいますか、そこが実は私はどうしても、この譲与税を先行させるということに疑問を持っているのでございます。

地球の温暖化防止だとか、しっかりと森林を守らなくてはならないという意味はわかります。で

すが、この森林環境譲与税が、この間の全員協議会でも、産業福祉常任委員会のほうでも説明がございました。今回邑楽町には105万円弱という数字ですけれども、さてこれで邑楽町は森林環境に対して、3つの使い道がありましたけれども、この使い道もしっかりと国に報告しなくてはならないというのが義務づけられていますけれども、この105万円のお金、全国で並べますと200億円のお金が各市町村に配られているという仕組みになります。

このことについて町長は、今までこういうふうにやって、まだ徴収していないお金を市町村に先に配るということはあったかどうかということが私の疑問点ということと、この森林環境税をどういうふうに使ったら有効活用ができるかという点についてお聞きしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 一つには、税の徴収ということについて、徴収期限が来ていないのに、なぜ先に交付するのかということですが、これにつきましては、先ほど課長のほうからも説明がありましたが、日本の森林にかかわる利用といいますか、木材利用、それから水源の涵養ですとか、あるいは森林をいかに守っていくかということが近々の課題ということになっていると思います。

そういったことを踏まえて、税の執行の前に、国のほうでは、この譲与税に値する金額を借り入れといいますか、前もって国の基金の中に借り入れを起こした中で配付をするということになっているようでもありますので、一口に言ってみれば、やはり国土保全、水源の涵養ということを早急に進めていかなければならないということになるのだらうと思います。税額につきましては、1,000円ということであります。

それから、2点目のその使い道ということでもありますけれども、これについては今申し上げましたけれども、そういったことを先取りをする形で、邑楽町に置きかえれば、今保安林等が約3ヘクタールほどあるわけですが、こういったことの環境整備、それから平地林もあるわけでもありますので、そういった環境整備をするということが、その使い道になってくるのではないかというふうに思っております。

群馬県の場合は、この森林環境税のほかに、群馬県独自に、ぐんま緑の県民税ということで700円のご負担もいただいているわけでもありますが、そういったことを優先的に進めることによって、国土保全、森林の保存、水源の涵養、大きな問題の効果が期待できるというふうに私は理解をいたしております。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 それは、今の理解ということでもいいのでしょうかけれども、本当に有効活用することが目的であって、こういうふうにして市町村になると、小さいお金になってしまうわけです。本当は、林野庁なり環境省なりがしっかりとした施策を持って、そこで森林を保護するというのを、市町村に配ってしまわないでやるべきの仕事なのではないのかなと思うのですけれども、地方自治と叫ばれながら、このくらいの小さいお金、105万円ぐらいのお金では、さて何ができる

かと疑問に思うわけなのです。自分らのやるべき林野庁や環境省の仕事をそれぞれの市町村におろして行く。こんな小さいお金を交付金として出ただけで、さあ、お願いしますよと行って、さて何ができるかといったら、それは本当に疑問に感じます。

でも、これは、こうやって先行して、譲与税から始めますよ、皆さんしっかりと使って、有効に森林を守ってください。さて、邑楽町は、防風林と言いましたけれども、30年ぐらい前は「平地林の町」というキャッチフレーズで邑楽町の魅力をうたっていました。しかし、平地林はどんどん、どんどんと開拓されて、そこに車が山積みになっていたり、残土が置き去りになっていたり、そういうのが実情でございます。

今までやってこなかった平地林の保護、そののところにしっかりとこれを使えるかどうか。さて、105万円で使えると思っておりますでしょうか。使えるか、使えないかは、その計画次第だと思っておりますけれども、そののところの展望をお聞かせください。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 譲与税につきましては、先ほど課長が詳細にわたってお答えしましたけれども、徴収した10分の9についてを、森林の面積、それからそれに携わる方の育成費、それから人口ということでそれぞれ分けられております。邑楽町の場合は、その譲与税額は104万9,000円ということになっておりますが、そういったことを基礎にして算出された数字ということでもあります。県内でも森林面積の多いところについては、その金額がいかほどになっているかということまでは調べておりませんが、その対応するだけの譲与税という形で交付されているのではないかというふうに思っております。

また、平地林の問題でありますけれども、これは県のほうの決まりの中でも、それを、木を伐採したり他の目的に利用するということになりますと、やはり許可制になっておりますので、そういったことも十分考えた上での開発行為が行われているというふうに思っているところでもあります。保安林、平地林ということについては、自然を守るといふことの環境浄化につながるものでありますので、そういったことについては、慎重に対応するということやはり必要ではないかと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 では、これで最後です。

この法律の目的の中に、3番目か4番目ぐらいにあったのですけれども、境の分からない、地権者の分からない方たちも、しっかりとそののところが町が管理するというような法律文も含まれております。そうすると、町が管理すると、本当に町にこれは委託する内容も含まれております。町が管理して、しっかりと森林を保護するというふうな文面もありますので、町はここのところの責任をしっかりと持っていただいて、たかが105万円だけれども、将来この1,000円ずつを5年後から徴収するとなると、誰からも、住民税を払っている方には1,000円一律にかかるわけです。高齢者

にもかかります。大変な方たちにもかかっていくわけです。そのお金を平らにしてしまうと、たかが1,000円、それが大変な生活をしている方たちにもかかるというお金を徴収するわけですから、しっかりとこの使い道については検討して、計画を立てて、そしてこの目的の趣旨に沿った用に使われていただけるようお願いいたします。

以上です。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 この森林環境税、それから森林環境譲与税に関する法律に基づいて、適正に管理がされるように町としても努めてまいりたいと、こんなふうに思います。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今の塩井議員の質問、それから町長の答え等を聞いておりますけれども、年間104万9,000円ということで、10年たっても1,000万円ちょっとということになろうかと思いますが、町としてはこの基金を運用するということですが、具体的には全くわかりません。どういうふうに運用して、どんなふうにするかということについては、全く未定であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど町のほうに保安林が3ヘクタールほどあるというお答えをさせていただきましたが、ここの管理も、当然地権者の方がいるわけでもありますので、地権者の皆さんの同意を得る中で、下草を刈るとか、要は環境がよくなるような形での事業は過去にも執行しておりますので、保安林のみならず平地林が多いということの中では、やはりその場が余り荒廃しているような状況がないようにしていかなければいけないと、このように思っておりますので、当然使用することになれば、国、県に対しても、使用の結果ということも報告をする義務が出てくると思いますので、森林環境譲与税の目的に反しないような形での邑楽町としての森林、それから平地林の管理ということは行っていきたいと思っております。

これからということでもありますので、具体的な計画ということになりますと、過去行ってきたということでお話をさせていただきましたけれども、当然今後そういう事象が起きれば、その対応をし、この基金の利用もさせていただくということになるだろうと、こんなふうに思っております。

○神谷長平議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 邑楽町森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第5、議案第22号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第22号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万円を追加し、予算の総額を80億8,866万円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金840万円、県支出金226万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、民生費1,292万2,000円等を増額し、総務費266万1,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 令和元年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第6、議案第23号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第23号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額は変えずに、歳入の介護保険料を901万9,000円減額し、繰入金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 令和元年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日18日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前10時31分 散会〕